

東テク株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社の商号は、東テク株式会社と称し、英文では TOTECH CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 空調機械器具の製造及び販売
2. 各種ボイラ並びに燃焼機、焼却炉及び冷凍機器の販売
3. 空調自動制御装置、並びに各種プラント装置の自動制御機器の販売
4. 省エネルギー設備機器、発電・蓄電に係る機器及びシステムの販売
5. 前各号各機械及びその関連機械、器具、装置のリース、割賦販売、レンタル並びに輸出入貿易業
6. 省エネルギーシステムの提案、設計、施工、保守、運用管理
7. 建築工事、大工工事、左官工事、管工事、電気工事、内装仕上工事、とび・土工工事、機械器具設置工事、電気通信工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事の請負、施工、設計、監督、保守
8. 発電及び電気の供給に関する事業
9. 他事業に対する投資又は会社設立の発起人となること
10. 不動産の売買、仲介、賃貸並びに管理
11. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は 4,630 万 8 千株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(株式取扱規程)

第 7 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

- 第 8 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公 告する。
 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に關 する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(基準日)

- 第 9 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有す る株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使するこ とができる株主とする。
2. 前項に定めるほか、必要がある時は取締役会の決議によってあらかじめ公告して 臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招 集)

- 第 10 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があ るときに隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

- 第 11 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序によ り、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 12 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報につ いて、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部 について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に 記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 13 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会において議決権を使用す ことができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権行使す ることができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなけ ればならない。

(議事録)

- 第 15 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって

作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

- 第 16 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は 10 名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、4 名以内とする。

(選任方法)

- 第 17 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 18 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

- 第 19 条 当会社は、取締役会を置く。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 20 条 代表取締役は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から選定する。
2. 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を選定するほか、必要に応じて役付取締役を若干名選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 前項に定める取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

- 第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その

過半数をもって行う。

2. 当会社は取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第 24 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第 25 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

2. 第 23 条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

（取締役会規程）

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第 29 条 当会社は、監査等委員会を置く。

（常勤の監査等委員）

第 30 条 監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員はこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 35 条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 40 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 期末配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

2. 中間配当は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(剩余金の配当等の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付けないものとする。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、第 68 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第 68 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条第 2 項の定めるところによる。